

滋賀県観光事業審議会開催のお知らせ

滋賀県附属機関設置条例に基づき、観光事業に関する重要事項について審議するため、下記のとおり滋賀県観光事業審議会を開催します。
傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

- 日 時 令和2年12月21日（月）15：00～16：30

- 場 所 大津合同庁舎7-A会議室
(滋賀県大津市松本1-2-1 7階)

- 議 題（予定） 1. 『「健康しが」ツーリズムビジョン2022』改定について
2. 『「健康しが」ツーリズムビジョン2022』アクションプランについて
3. その他

- 傍聴者の定員 5名
(傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります)

- 傍聴の手続き 傍聴を希望される方は、あらかじめ以下の条件を御了解のうえ、審議会の開始時刻までに直接会場へお越しください。
受付開始は当日、午後2時40分からです。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の項目を厳守のうえ、御参加ください。
(ア)当日に発熱がないこと。
(イ)当日に咳症状がないこと。
(ウ)濃厚接触者の経過観察期間に該当しないこと。
(エ)手洗いおよび咳エチケット(マスクの着用等)を遵守すること。
(オ)入室者名簿(氏名、住所、電話番号等)を記載すること。

- 議事録の公開 会議開催後、速やかに議事録概要を県庁県民情報室に備え付け、あわせて県のホームページにも掲載することにより、公開する予定です。

- 問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部観光振興局観光企画室
電話 077-528-3740
FAX 077-528-4877